

募集案内

令和6年度鳥取県「農福連携技術支援者育成研修」

鳥取県では、鳥取県らしさを生かした農業と障がい者就労の連携モデルの確立を目的に、障がい者等が農業分野で活躍する『農福連携』の取組を推進しています。

農福連携は、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるものですが、そのためには、農業者と福祉関係者の双方がお互いのことをよく知ったうえで、連携しながら進めていくことが必要となります。

そこで、農業者と福祉関係者の間を取り持ち、農福連携に必要な調整や指導を行う「農福連携技術支援者」を育成する研修を実施します。

受講料は無料です。農福連携の専門知識を学びたい方は是非御参加ください。

○農福連携技術支援者とは

令和元年6月に政府が策定した「農福連携等推進ビジョン」に位置付けられた農福連携の専門人材です。農業と福祉の知識を学び、農業者、障がい者就労施設等の職業指導員、障がい者本人の3者に対し、農福連携を実践する手法を具体的にアドバイスする役割を担います。

所定の研修を受講し、修了試験に合格した者は研修修了者として農林水産省から認定され、「農福連携技術支援者」として活動することができます。

○「農福連携技術支援者育成研修」修了者の認定

今回本県が実施する研修は農林水産省が作成した基準プログラムに準拠しており、研修修了者は農林水産省から農福連携技術支援者の認定を受けることができます。

研修の最終日に修了試験を実施し、答案を踏まえて、必要な知識と技能を身につけたと認められた方は「研修修了者」として認定されます。

※1 認定まで1～2か月程度かかります。

※2 農福連携技術支援者（農林水産省認定）は、国家資格ではありません。

1 研修内容

(1) 座学講義

日程：10月7日（月）から10月25日（金）まで

内容：e-ラーニング教材を用いた自学

※1 e-ラーニングの受講方法や研修テキストなどは、受講決定後にお知らせします。

※2 インターネットに接続する環境を各自で御準備ください。

座学講義のテーマ（1～10：各90分、11：180分）

- 1) 農福連携概論
- 2) 社会福祉と障がい者福祉
- 3) 障がい者雇用と障がい福祉サービス事業の仕組み、関係機関の役割
- 4) 障がい福祉サービス事業の運営の実務
- 5) 障がい特性と職業的課題の基礎
- 6) 農業と農村社会
- 7) 農作業の一般的な特徴
- 8) 農業経営の仕組み
- 9) 農作業の流れ
- 10) 農業者による農福連携の経営実務
- 11) 農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法〔事前学習〕

(2) 実地研修・グループワーク

日時：10月30日（水）午前9時30分～午後5時15分

10月31日（木）午前9時～午後5時

11月1日（金）午前9時30分～午後4時

会場：10月30日（水）～10月31日（木）

鳥取県立農業大学校（倉吉市関金町大鳥居 1238）

11月1日（金）

鳥取県西部総合事務所（米子市糀町 1-160）

※午前中はバスで移動し、障がい者就労施設の現地見学を行います。

内容：農作業体験や障がい者就労施設訪問の実地研修及びグループワーク

実地研修・グループワークのテーマ

1) 農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法〔実地〕

2) 障がい特性に対応した農作業支援技法

※1 作業着着用や帽子・長靴・手袋持参など、作業に適した服装で参加してください。

※2 農業用機械や農機具等の操作には危険が伴う場合もありますので、必ず講師や職

員等の指示に従ってください。

※3 任意の傷がい保険への加入をお勧めします。

※4 健康保険証を持参してください。

2 対象者

次の①から③全てを満たす方

- ① 農福連携に取り組んでいる又は取組を検討している農業者や障がい者就労施設職員、自治体職員、農業や福祉の関係団体職員、その他農福連携に関心がある方
- ② 認定後、「鳥取県農福連携技術支援者リスト」に登録、公表が可能で、公表後は県内関係者の求めに応じてアドバイス活動を実施できる方
- ③ 研修内容の全てを受講可能な方

3 受講定員

20名（要事前申込み）

※申込者多数の場合、県内に在住、または勤務地のある方を優先します。なお、同一団体からの受講は1名に限る等の調整をさせていただくことがあります。

4 受講料

無料（e-ラーニングにおける通信費は自己負担）

5 申込方法

- ・申込みは電子メールでお願いします。
- ・メールの件名は「農福連携技術支援者育成研修」とし、申込書に必要な事項を記載の上、期限までにお申し込みください。
【申込先（電子メールアドレス）】 nourinsuisanseisaku@pref.tottori.lg.jp
【期限】 9月20日（金）
- ・申込みされた方全員に、受講の可否について9月27日（金）までに電子メールで御連絡します。

6 問合せ先

鳥取県農林水産部農林水産政策課 企画室（藤原）

電話：0857-26-7589

7 留意事項

- ・当日体調のすぐれない方は、直ちに「6. 問合せ先」へ連絡のうえ、受講を御遠慮ください。また、研修期間中に発熱等の体調不良が生じた場合も、受講を控えてください。
- ・研修中は感染症対策のため、手指消毒やマスクの着用などに御協力をお願いします。